

七飯町 平成29年度 1号認定の利用者負担額

入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）
階層区分	定 義	
第 1	生活保護世帯	0円
第 2	平成28年度分の市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯 (市町村民税所得割額算出にあたり、調整控除以外の税額控除は適用しません。)	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)
第 3		77,100円以下
第 4		77,101円以上 211,200円以下
第 5		211,201円以上

入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）
階層区分	定 義	
第 2	児童の属する世帯が、母子・父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯で、第2、第3階層に認定された場合は、それぞれこの表に掲げる利用者負担額とする。	0円
第 3		6,000円

●市町村民税所得割額は、**旧年少扶養控除を含めて再算定**を行うので、実際に課税されている市町村民税所得割額とは異なることがあります。

●平成28年1月1日時点で七飯町以外に住所があった場合には、①合計所得金額 ②所得控除額 ③税額控除 ④扶養人数 がわかる書類（所得課税証明書等）が必要となります。

●利用者負担以外にも、実費徴収（教材費・給食費・通園バス代等）・上乗せ徴収が生じる場合がありますので、各園にお問い合わせください。

●多子軽減について（多子軽減の条件となっている市町村民税所得割額は、上の表の階層区分と異なり**全て旧年少扶養控除額を含めないで算定した額**になります。）

幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子として、カウントします。第1子の利用者負担額は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、以下のとおりとなります。

- 1 市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）の場合
 - ※生計を一にする子どもの年齢制限を撤廃し、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子としてカウントします。
 - ・第2子以降は無料となります。
- 2 市町村民税所得割額77,100円以下の場合
 - ※生計を一にする子どもの年齢制限を撤廃し、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子としてカウントします。
 - (1)児童の属する世帯が、**母子・父子世帯ではなく、在宅障がい児（者）がいない世帯**の場合
 - ・第2子の利用者負担額は半額、第3子以降は無料となります。
 - (2)児童の属する世帯が、**母子・父子世帯、もしくは、在宅障がい児（者）がいる世帯**の場合
 - ・第1子の利用者負担額は半額、第2子以降は無料となります。

※この場合の市町村民税所得割額の判定は、父母だけではなく、算定対象者となる子どもを含めて行います。

●9月以降の利用者負担額については、平成29年度分の市町村民税所得割額の区分により定められますので、決定後に改めてお知らせいたします。